

## 廃消火器の処理の仕方について

平成22年1月1日より「廃消火器リサイクルシステム」の運用が始まりました。  
現在使用されている消火器を処理する場合は、リサイクルシールを排出者が購入して処理することになります。

詳細は、販売店・メーカー・専門業者・取扱い業者へお問い合わせください。

### 【消火器リサイクルシール】

#### 1 社会実験用（青地に黒文字）

新システム開始後の2010年に製造される消火器には、工業会及びメーカーが費用を負担したりサイクル実験シールが貼付されています。

#### 2 新製品用（黄地に黒文字）

2011年以降、新しく購入される消火器には消火器リサイクルシールが貼付されて販売されます。

#### 3 既販売用（赤地に黒文字）

現在お持ちの消火器を廃棄する場合は、消火器リサイクルシールを取扱店等でご購入ください。

**消火器は、適正処理困難物として市で受け入れをしません。  
※「家庭ごみの出し方」13ページ参照**